

平成24年第5回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成24年6月14日

【開会】

【議案第1号～議案第11号審査】

日程第1	議案第1号	平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	1
日程第2	議案第2号	印鑑条例の一部を改正する条例	11
日程第3	議案第3号	葛巻町敬老祝金条例の一部を改正する条例	13
日程第4	議案第4号	手数料条例の一部を改正する条例	14
日程第5	議案第5号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に 関し議決を求めることについて	15
日程第6	議案第6号	葛巻町地域情報通信基盤施設拡充整備工事の請負契約の 締結に関し議決を求めることについて	16
日程第7	議案第7号	財産の取得に関し議決を求めることについて	18
日程第8	議案第8号	町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額 を定めることに関し議決を求めることについて	19
日程第9	議案第9号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	20
日程第10	議案第10号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めるこ とについて	24
日程第11	議案第11号	人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めるこ とについて	26

平成24年第5回葛巻町議会定例会会議録 第2号（輝くふるさと常任委員会）

告示年月日	平成24年5月23日（水）					
招集年月日	平成24年6月13日（水）					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成24年6月13日～平成24年6月19日 7日間					
会議の月日	平成24年6月14日（木） 開会10時00分 閉会11時44分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 （凡 例） ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	△
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	2 番	鈴木 満		7 番	鳩岡 明男	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局副主幹兼総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副 町 長	觸澤 義美	建設水道課長	山下 弘司
	教 育 長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監 査 委 員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	野表 壽樹			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている委員は、6番、橋場清廣君であります。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、今日の審査日程に入ります。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。

質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。

なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。

また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に、日程第1、議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

台風15号による災害箇所等を、この前町内視察で見させてもらいました。

その中で、昨日でしたか、繰り越しの部分ということで出ていましたけども、それ以外に、例えば600,000円以下であれば国のあれに認められないということで、農地については50,000円くらいの負担金があるわけですけども、それを、できない農家の人たちがいるのかなのか。予算にも関わるし、個人の持ち出しもあるので、そういう箇所があるのかなのか、その辺をお伺いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (荒谷重君)

農地災害の部分かと思いますが、今姉帯委員からも話ありましたけれども、これまでも災害があるたび町といたしましては、その都度町単独事業を創設しまして、農地等の復旧を行ってきたところでございます。23年度につきましても予算化して、今年の耕作、作付けには間に合わせたということでございます。

昨年度要望のあった箇所については全部完了してございますし、今年度につきましても、そういった部分について、現在農家からの申し出とございますか、要望等はないものでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

私の説明が悪かったのか、もし農地であっても、お金が用意できなくて、少しくらいなら我慢するかなという方があるのかなのか。

そしてまた、役場で、ここはやってもいいのではないかと思う箇所があるのかどうか。

それとも、それを我慢して、今度の災害工事とならない部分があるのかどうか、その辺をお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

現在のところ、そういった声は伺ってはございませんが、もしかすると漏れている部分もあるかもしれません。もう一度周知しながら、対応させていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、今までの農地の申し入れの部分については100パーセント終わっている形になりますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

はい。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

分かりました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

歳出の中の10ページですが、鼓童の葛巻公演実行委員会への補助金であります、この鼓童とはどういう団体なのか。

そして、今回この公演を実行するに当たって、どのような経過の中で、この葛巻で公演することが実現したのか。

それから、これは、どのような狙いと申しますか、この公演によってどのようなこと、効果と申しますか、町民に訴えながら、この公演を実行するのか、その辺の内容についてお話をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えをいたします。

補正予算の説明の中でも、総務企画課長から申し上げた部分がございますが、鼓童、プロの和太鼓集団ということで、新潟県佐渡市に拠点を構えまして、昨年で設立30周年という団体でございますが、世界各国で公演を行っている、あるいは国内では小中学校、児童、生徒への太鼓指導等も行っております非常に著名な団体だというふうに認識をしております。

昨年、本町のさまざまなイベントを活気づかせるような活動をしてくださいました馬淵川源流太鼓の会が結成20周年を迎えましたが、あるいは葛巻高校の郷土芸能部がドイツ公演を行うなど、郷土芸能であったり、あるいは日本の伝統芸能が非常に見直されたり、本町でも活発な活動がなされたというような経過を踏まえまして、より高い、あるいは超一流のものと町民が触れ合う機会を持って、さらに、それぞれ自己を高めたり、必要な伝統芸能、郷土芸能をしっかりと継承していきたいと、そういうことで鼓童との接触、交渉等を昨年秋頃から行っておりました。

そういった中で、震災を受けたということ、あるいは自らの団体が30周年を迎えたということから、ひとつのテーマ、ワン・アース・ツアーという新たな取り組みを昨年行いまして、新たな曲目を制作、創作をいたしました。ワン・アース・ツアーというのは、地球はひとつ、大震災に当たって世界各国からの支援があった、そういったことも念頭に置いてのツアーを組むということで計画をされたようです。

そういった中で、もちろん有名な団体ですから、いろんなところからオファーがあったということもありまして、秋頃には話もしたのですが、実際には日程調整がなかなか難しかった。そういった中で、本町の環境対策への取り組みであったり、被災地支援、そういったことが向こうの団体からも認められましたことと、北上市で9月12日に公演が行われるということから、遠方から来るに当たって岩手県で二つ開催ができる、そのようなことから、4月に入りまして決定をしたものであります。

そういった中で、狙い、目的ということではありますが、今一部申し上げましたが、より一流のもの、優れた芸能文化に触れながら、町民自らが自らを高めていくというふう

なことと、郷土芸能の伝承活動、そういったことをしっかりと行っていきたいと、併せまして、ワン・アース・ツアーという地球はひとつという狙いに、私ども命の鼓動は世界共通と、そんな狙いを葛巻から発信できればいいのかなというふうな思いを持って開催できればいいなというふうに思っております。

現在、それぞれの町内各種団体に、実行委員会への参画の呼びかけをしている段階でございます。どうぞよろしく願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

分かりましたが、ぜひとも町民の皆さんに対して、このようなことを公演前に十分知りながら見ていただく、鑑賞していただくというようなことが必要ではないかと。そういったことで、ただチラシを配布するだけではなくて、何か工夫が必要だと思っておりますが、その点についてお伺いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

そういう意味で、非常に多くの団体から実行委員会に参画をしていただくということと、本予算を決定いただきました後にはチラシ、あるいはポスター等の周知を行いますし、併せまして、幅広くご協力をいただくという意味では報道関係からも協賛団体になっていただく、そんな取り組みをしていきたいというふうに思っております。併せまして、くずまき広報、あるいは、くずまきテレビでの呼びかけ等も行っておりまして、7月早々にはこの開催が町内で行われるというムードづくりに努めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力方よろしく願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

もう1点ですが、いわゆる子どもたちに、いろいろ学校の先生から説明、そういったお話をさせていただくことによって、親御さんも一緒に来るといったようなことにもなろうかと思いますが、その辺の取り組みは考えていないのか、その辺についてお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、9月12日に北上市での公演ということから、その後ということ、9月11日を公演日として考えてございます。平日でありますし、それから、非常に出演料等が高い団体であるというふうなこともありまして、町外からも入場者を募って開催をしようとするということから、夜の開催ということになるのかなというように考えております。

そういった中で、鼓童自らが全国の小中学校へ、太鼓を通じての交流を行っているというふうな経過もございまして、そういったことも含めまして、学校での周知、併せて小学校から高校生までは割安な入場料にしながら、ぜひとも来ていただきたいと、そのことによって保護者の入場も増えるのかなというように思っておりますので、小中学校、高校への案内についてはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

7ページの特別交付税の関係でございしますが、私の認識では特別交付税についての交付時期は12月と3月と、そのような認識を持っているわけではございますが、説明では昨年の3月の地域情報化の施設整備に伴ってというふうなことでございしますが、これについて、もう少し詳しくご説明をいただきたいと、このように思います。

それから、同じく7ページの雑入の部分でございしますが、自治総合センターのコミュニティ助成金でございしますが、これは過去何回もこのように助成金をいただいているわけではございますが、今回も7件ほど採択をされて、それぞれ活用されるというふうなことで、非常に当町にとってはありがたいことではございますが、この採択基準、うちの方から最高限度額とか、あと、その内容にもよるでしょうけれども、そのような採択される基準、そういったようなものは、どのような形で助成金がなされるものか、その中身についてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

1点目の震災復興特別交付税の関係でございしますが、当初3月の交付ということではございまして、これに係る部分につきましては情報基盤と、もう一つプラトリーの浴室の関係の交付金事業がございしますが、そちらの関係が対象になってございしましたが、そちらの方につきましては補助金の交付決定が年度内、3月にございまして、その分につきま

しては特別交付税の中に交付になってございますが、情報基盤については当初3月までの決定ということでしたが、その後審査に時間がかかるというようなこと等がありまして、総務省の方で4月になってから交付決定になりますよということがございまして、それに伴いまして、情報基盤の方につきましては、新年度の特別交付税での交付になるというふうに、その辺が変わったところでございます。今年度の9月、あるいは3月に交付になるということございまして、補助金の交付決定の時期がずれたことによって新年度の交付に、交付税の方が変わったという、そういう状況でございます。

それから、コミュニティ助成、今回7件ということで、過去にないような、多くの採択をいただいたところではございますが、これにつきましては、毎年自治会等に、案内があった際にそれぞれ問い合わせをいたしまして、その中で申請があったもの等について、いろいろ協議、調整等を図りながら、県の方を通じて出してやるわけですが、その際の区分、どういうものが対象になるかというような基準等はございますが、それが採択される基準とか、そういうものは示されてございません。

従前は、何年かに1回という時期もございまして、ここ最近では毎年1件ないし2件くらいは該当させていただいているという状況もございましたが、自治会等から要望のあった分については、内容的に該当するものについてはすべて上げてやるというようなことでやってございまして、今回上げた部分が全部認められて、こういったような、合わせて7件というふうになってございます。それについては、他の状況は分かりませんが、昨年震災復興の特別な宝くじが発行されてございまして、その辺が震災地域については厚く配分になったのかなというような部分はございますが、そういったこと等も含めて、申請の内容についてもそれなりに、今の震災等を受けたような部分もかなり入ってございますので、その辺が採択されたのではないかなというふうに考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

特別交付税の関係でございまして、いわゆる、この地域情報基盤整備等の部分については、資料で見ますと、今回の議案資料の中の4ページの真ん中ら辺にございます補助率等、こういったような形での補助制度が今回計上になったというふうなことでございますが、これの3分の2の分、それとも全額の分が今回なったというふうなことでございますか。全くこういったようなものの内容とは別のものですか。ちょっとお伺いをいたしたいと思っております。

それから、コミュニティ助成金については、今回地区の方から要望のあった分は全部採択されたというふうなことになるでしょうか。震災地域というふうなことで、優遇されたのではないのかなというふうなお話もありましたけれども、それぞれの地区からの要望は7地区で全部、満額付いたというふうな形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

情報基盤の今回の拡張工事につきましては、3月の定例会の補正におきまして360,000,000円ほどの補助事業ということで計上させていただきましたが、その際3分の1は総務省の先ほどの補助金を活用し、残りの3分の2につきましては、これは震災地域の事業ということで、特別交付税で、震災特交交付税として措置をしますということで、その際全額、補助金の3分の1と交付税の3分の2を計上させていただいたものでございます。

ただ、その補助金の交付決定が新年度にずれ込んだということで、国としては、交付税については24年度でその分は交付をしますというふうに変ったということでございまして、新たに震災特交の分を今回計上し直したということでございます。

それから、宝くじにつきましては今回7件申請して、金額につきましても申請どおり全部認められたという内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この2件については分かりました。

次に8ページの基金管理費、これも、いつも質問をさせていただいているわけですが、今回また公共施設等の整備基金に300,000,000円の大金が積み立てというようなことで、合計では1,700,000,000円になるというようなことでございます。

世の中が不景気のご時世に、この基金だけはどんどん積み立てになりまして、この基金が設立されてから、早くも1,700,000,000円ということで、当町の財政状況からすれば異常なくらい、ものすごく、こちらの方に積み立てがなっているというふうなことでございます。

こういったような部分については、地方交付税とか特別交付税等の関係から、このような部分が、今回の場合もこういったような財源調整で、こちらの方にもきたような感じがいたしますけれども、あまりにも公共施設整備基金オンリーというふうな形も無きにしても非ずではないのかなという視点から質問するわけですが、現在の町民の暮らしとか、あるいは地域経済の立て直し、あるいは放射能関連についてのさまざまな、それこそ震災等の関連があるわけですが、そういったような部分にも、もう少し目を向けたような施策が必要ではないのかなというふうに思われます。

そういったような中で、町当局ではまだまだ、これオンリーのような形での基金の積み立てを考えておられるのか、もう少し違う方向にでも、商工業の振興とか農畜産業の振興とか、先ほども申し上げましたとおり、町民の暮らしや地域経済の立て直しに目を向けてもよろしいのではないのかなという気がいたしますが、その辺についてはいかが

でしょうか。

それから、もう1点、同じく8ページの中の老人福祉費でございますが、今回賃金等々で2,583,000円ほどの補正額を計上されておりますが、説明では社会福祉士賃金との説明でございましたが、今回のこの補正で臨時採用しなければならない理由はどのような形で、このような形での予算計上になったのか、その経緯についてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

1点目でございますが、公共施設整備基金につきましてでございますが、これまでもお話し上げてきておりますが、40年代、50年代からの建設、公共施設が数多くあるわけでありまして、これらの改修、あるいは修繕という目的での基金を積み立ててきたところであります。

そういう中に、具体的にはどういったふうなものを想定しているかといいますと、葛巻病院の部分であります。これは今年度から、町民からのアイデア等も受けながら、今具体的な建設に向けてのスタートを切ったところであります。

併せまして、養護老人ホームにつきましても、施設設備等も含めて病院と共有している部分もございますので、そういう施設の建設というものも併せて整備を検討してまいらなければならないというような基金の事情があるのもひとつであります。

そのほかに、今回立ち上げておりますが、江川簡水の整備につきましては、長年課題としてあったわけでありまして、やっと今年度基本設計といいますか、これに入りまして、具体的に翌年度の実施に向けて、これも鋭意進めておるところであります。

ほかにも学校、あるいは、その改修という、そういう点も見た場合に役場庁舎、あるいは総合センターの施設等につきましても、かなり老朽化、手立てをしなければならない状況になってきていると、このように思っております。

ほかには、この老朽化以外に、まちなかの整備ということの中で、今年度から県の方も実質的にスタートしていただきます茶屋場地区の交差点の整備、あるいは340号のバイパスといいますか、小規模なバイパスになるわけでありまして、県も積極的に今動き始めていただいておりますが、そうした事業との関連といたしまして今回もお願いしているところではあります。堤防の補強と併せた町の1.5車線町道整備化、そして、今年度から用地取得等々も進めながら、具体的に事業として着手するという状況にあるものであります。

そういう状況の中で、ひとつには今年度防災対策という形の中で、それぞれの防災に関わる、今回の3.11、あるいは冬期間の、22年の大雪対策、あるいは、そういうこと等を踏まえながらの防災対策というふうなことの中で、そういう各施設に対する非常電源の確保等々も含めて、これまでもそういう部分の整備も図ってきたところであります。

し、また、エネルギーの実感ができるといいますか、町民のそういう部分にも配慮した、ひとつの施設整備も進めてきたところであります。

併せて、小学生の医療費の無料化が23年度に、そして、今年度には中学校までの医療費の無料化、そういう点、あるいは高齢者の方々の雇用の部分につきましても3年前から進めておりますが、それらを継続しながら高齢者の方々の雇用、あるいは若者の雇用、そしてまた、そういう人材の育成という観点につきましても、今回も予算措置もさせていただきますとおるところであります。

併せて、地域の活性化といえますか、そういう観点につきましても、6次産業化に向けて今回24年度の事業ということにつきましても計上しているところであります。

そういう中で、全体的にそういう手立てもしながら今進めてきている、進めていかなければならないと思っておりますし、そういう中に町の財政規模、事情といえますのが、やはり交付税に約6割ほどのウエイトを占めているという状況にあります。

そういう中で、22年度の交付税がピークであったわけではありますが、それから23年、24年は今からでありますけれども、23年に下降線に入っているというような状況にございまして、かなり今後の予測といえますか、そういう国の状況等も予測いたしますと、かなり厳しい状況の財政といえますか、そういったふうな地方財政というものが、今後そういう予測をしながら対策も組んでいかなければならないというようなことも感じておるところであります。

そういう中で、先ほども申し上げましたような課題も多くありますので、そういう中で円滑に進められるような財政運営、そしてまた、それに向けての財政基金を創設しながら、そういう課題に鋭意取り組んでいかなければならないという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう1点でございますが、今回の予算、介護支援専門員の関係になるわけではありますが、これにつきましては、24年度の人的な確保に向けて取り組んでまいりまして、一定の見込みも立ったところでありましたが、結果として、その確保が3月末に事情として難しくなりまして、そういう中に、急きょでございましたが、誠心会の方の資格者を引き続き派遣していただきながら、地域包括支援センターの設置基準であります、社会福祉士または主任介護支援専門員のいずれかを配置しなければならないという状況がございますので、そういう中で、今回誠心会の方から3月までということの中で、いろいろ派遣していただいてまいりまして、その努力はしてきたところでございますが、結果として、先ほど申し上げたような状況にありましたので、併せて、今回その募集をさせていただきますまして、その予算措置を今回させていただきますものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、基金でございますが、公共施設のその必要性はよく分かります。分かるのでございますが、やはり、これだけに集中してしまいますと、本当に基金積み立てに何億が、

このようになっていくのかなど。

一方、町民の暮らしの実態とか地域経済を見ても非常に苦しい、ほとんどのところが、このような状況にあるわけです。そういったようなものにも、もう少し私は目を向けて、いろいろな施策を盛り込んだものにしてほしいなというふうな願いから、このような発言をさせていただいているわけですが、今ここではこれというふうな形ではなくて、この基金オンリーだけではなく、もう少し地域全体のバランス等も考えたうえでの財政運営をぜひ私は望むものでございますので、次期予算編成、補正等については、その辺も十分考慮をいただきたいものだなと、このように思うわけでございます。

それから、老人福祉費の社会福祉士の賃金でございますけども、その国家試験の成り行きというふうな形になろうかと推察いたしておりますけども、いずれ、このような資格職の部分の採用のあり方はどうなのでしょう、この資格職として入ってくる場合の人事のあり方です。私は、本来はこういったような部分については年間予算で全部盛り込んでおかなければならない内容ではないのかなと、このように思うわけです。例えば、新採用と言えども、そこで万が一のことがあったような場合でも、それに十分対応できるような形での、この包括支援センターのあり方が必要なような感じがいたします。

そういったような中で、途中このような形でなってきますけれども、そういたしますと、この賃金で賄われる社会福祉士の方が、例えば採用されたと仮定した場合には、現在誠心会から派遣されている社会福祉士の方の関連はどのような形になっていくのでしょうか。その辺のあたりも、私には見通すことができません。この中身について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今後の公共施設整備基金等々含めながらの、全体的な各分野のバランスの取れた予算配置ということでございますが、十分心がけて予算措置に望んでいきたいと、このように思っております。

それから、今回の誠心会から派遣をしていただいている、その職員の派遣につきましてでございますが、これにつきましては3月30日末ということの中で、いろいろ対応を考えてきたものでございますし、そういう観点の中で施設側としても、そういう考え方の中でいろいろ説明した経緯もありますので、今回急ぎよではございましたが、今回のような手続きを取らせていただいて、その体制を町として整えながら進めていくという形に考えておりますので、その決定次第職員の派遣は継続するということではなくなるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、基金管理の方については、今答弁いただいたような姿勢で、ぜひご一考をいただきたいものだなと、このように思っております。

それから、この社会福祉士の関係については、現在の派遣職員については、元の誠心会の方にお戻りいただくというふうなことでよろしいでしょうか。先ほどは聞きづらい面がございました。そのような認識でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第2号、印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回外国人登録法の関係から、この条例関係も全部改正されるというふうなことでございしますが、私この中身を詳しくは分かりませんので、教えていただきたいというふうな観点から質問をするものでございしますが、まず、住民基本台帳に全部今回は統

括されるというふうな内容のようでございますが、例えば外国人の方で氏名、あるいは生年月日、国籍、こういったようなものの表記はどのような形になってくるものなのか。

それからまた、この印鑑条例等の場合で、ケースは少ないかと思われましても、印鑑の刻印、そういったようなものは、どのようなものが登録可能かどうか。そういったようなことについて、まず第1点お伺いをいたしたいと思っております。

それからまた、この住民票を作成する外国人対象者は、当町の対象人数はどのような形になってくるのでしょうか。

あと、現在この外国人の方が国保とか国民年金、児童手当、その受給権、そういったような部分については、どのような形になっているのか、この条例改正に当たってお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

今回、外国人登録なさっておる方々が、住基法の改正によりまして日本人と同様な扱いとなるものがございますが、今回の印鑑条例の改正の主な改正点が2点ございます。

この根拠法となります外国人登録法の廃止に伴いまして、条例から外国人登録を廃止するというものが第1点ございまして、第2点目につきましては、外国人が印鑑登録する氏名に関して、通称や片仮名による表記は、これまで氏名の一部として実務上取り扱っておりましたが、今回の法改正によりまして、外国人の住民票の記載にならって、条例で明記、明確に規定するというふうな内容になってございます。そのような意味合いから、第1点目の氏名、あるいは国籍等の表記等についてということでございますが、日本人の表記の内容に沿ったものでございますが、それに加えまして国籍、それから、るる外国人に必要とされます内容についての表記等も盛り込まれるものでございます。

その項目等につきましてでございますけれども、この内容につきましては国籍、生年月日、氏名等でございますが、先ほども申し上げましたように通称、あるいはまた、カタカナ表記等も盛り込まれる内容になってございます。

それから、印鑑の刻印につきましてでございますが、印鑑の刻印につきましても、今現在も事務上は認めて、登録になってございますが、それを今回の条例に明確化するものでございまして、刻印等につきまして、通称、片仮名表記も認めるというふうになっておるものでございます。

それから、対象人数でございますけれども、今現在外国人登録に基づきまして登録になっておる方々が、15名ございます。その中で印鑑登録をなさっておる方が5名ございまして、漢字圏の国籍を持っておる方が3名、それから非漢字圏、いわゆる片仮名表記等になるかと思いますが、その方々が2名、併せまして5名というふうな内容になっておるものでございます。

それから、年金あるいは国保等の部分でございますけれども、先ほどの15名の方々

の中に国保の加入者が5名ございまして、年金の加入者が2名ございます。そのような内容になってございます。

若干、児童手当等の部分については、今数字を持ち合わせてございませんが、この年金あるいは国民健康保険等の加入者等と同数になるかというふうに思っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく内容分かりました。

いずれ件数が少ない部分でございますから、この条例改正等をやったような部分については、どうぞ外国人の方々にご迷惑をかけないように、間違いのないような事務処理をぜひやっていただきたいと、私からは以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、葛巻町敬老祝金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、葛巻町敬老祝金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

先ほど、外国人の方が15人くらい町内に住んでいるということでしたけども、こういうふうに改正をした場合、手数料はなしというようなことになっていますけども、この内容について伺います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長(上小路隆男君)

お答えいたします。

この手数料条例の一部改正の部分でございますが、別表の第2条関係の3の部分、その他の手数料の中に、上から3段目になります。外国人登録に関する証明1件につき200円というものが、現在の条例規定に載っております。

先ほど申し上げましたように、外国人登録あるいは住民基本台帳の一部改正によりまして、この外国人登録に関する証明という事項がなくなりますので、今般これを削除する内容の改正になってございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、全国にこのような規定が設けられるということでございますか。それぞれの町村別で手数料というものは考えるわけですか。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えいたします。

今回の手数料条例の改正は、住民基本台帳の一部改正に伴いまして、外国人登録というものが改正になるという、いわゆる外国人登録法に基づく事務が廃止されるというものでございまして、これは法律改正でございまして、全国の自治体が適用になるものだというふうに理解しております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

(休憩時刻 10時53分)

(再開時刻 11時10分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第6、議案第6号、葛巻町地域情報通信基盤施設拡充整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回のこの工事によりまして、町民が直接この災害情報を家庭で受信できる、受益者というふうな形になるのでしょうか。今回この工事によって、直接受益者が傍受できる機種はどのようなものがあるのでしょうか。例えば、直接テレビとかラジオ、そういうふうなのが想定されるわけですが、そのような機種はどのようなものが考えられているのでしょうか。

それからまた、この工事そのものよりも、今回本部の方に自家発電も入っていますね。こういったような無停電化の対策というふうなことで入っているようでございますが、例えば、この本部の無停電化対策としてなっていたというようなことになっておりますけども、多分ここの役場庁舎になるのではないかと思いますけども、その耐震等々については、無停電化になっても耐震状況は確保されているのかどうか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

今回情報基盤の拡充工事ということでございまして、町が整備した基盤施設を活用して、さらに災害時の情報提供、そういったもの等について充実をしてみたいという内容でございますので、ひとつには、くずまきテレビの中での情報提供の充実、あるいは迅速化を図るという部分、出し手側の操作等の負担をなるべくスムーズにいくようにして、なるべく早く情報を伝える、そういうためのものが主でございますが、そういった中で、一番にはテレビということになりますが、そのほかにも今回はエリアワンセグというふうなことで、告知放送のスピーカーのところにアンテナを立てまして、そこか

ら600メートル前後の範囲についてはワンセグ放送ということで、携帯電話等で受信ができるということになるものでございます。

そのほかに、エリアメールというのがございますが、これも災害時の緊急地震速報でございませうとか、そういう災害の恐れが極めて高いようなときにお送りするメールですが、これについても、携帯3社ございますので、それぞれの携帯に一度に送れるような、現在はそれぞれ別々の操作をしないと送れないという状況ですが、今回の工事によりまして一つの操作で全部に送れるという、そういう迅速化を図るような部分でございませう。

そういったもの等で、なるべく自宅でテレビということ以外にも、そういった携帯、あるいはワンセグ放送、そういったもの等を使って受信していただくということで、なるべく多くの方に素早く情報を伝達したい。しかも、一つがダメになっても別な方で、その場にテレビがなくても、あるいは停電等をした場合でも携帯では見られる。あるいは集会所、避難所に行けばバックアップの太陽光の電源等もあるわけでございますので、そういったところではテレビが見られる。ただ、そこが混んでいて、なかなか1台のテレビをみんなで見られないというような状況のときには、その周りでもワンセグで見られる、そういったような受け手側の拡充、出し手側の迅速化を図るという、そういうものが主な内容でございませう。

それから、今回停電化対策ということで、以前の工事ではくずまきテレビ等のバックアップ、15時間くらいのバックアップができる内容でございませうが、テレビ放送に関する部分に限られてございませう。そのほかにも、役場の中のサーバーシステムですとか、そういった部分についてはございませうでしたので、今回そういった部分も含めたサーバー、あるいは、そういった機器類が災害時でもすべて、庁内のパソコン等も動くような、そういうための自家発電でございませうので、燃料が確保できる限りは、ずっと稼働できるというものになります。そういったものを整備いたしまして、災害対策本部等の必要な電源等も賄えるというようなものでございませう。

それで、ご質問の耐震化につきましては23年度に庁舎、総合センターについて実施をしてございませう。その中で、若干ではあります補強等が必要な部分が出てきてございませうが、これから、その辺の具体的な検討もしてまいるわけでございますが、10,000,000円あるいは20,000,000円程度の補強をすることによって、耐震化を図られるというような報告書をいただいているところでございませう。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

耐震化は必要だというふうなことでございませうが、一番の基になる部分が弱くては大変ですから、この耐震化については細心の注意を払っていただきたいということで、これは終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、葛巻町地域情報通信基盤施設拡充整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、消防車両の更新基準も多分お作りになっているかと思われまますので、この更新基準の内容はどのようなものになっているか。

それから、今回は17分団の消防ポンプ自動車なわけですが、この現在あるポンプ車が廃車になったあとの活用策はどのようなことになっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

消防自動車の更新基準でございますが、20年を目途にという基準が前からございましたが、財政状況、そういったもの等をいろいろ勘案した中で、5、6年前から、22年程度をひとつの目標に更新を進めているところでございます。

20年度から更新を進めてございまして、現在更新が必要な車両のうち、今後更新が必要な部分が、あと8分団というふうになってございますので、今後とも計画的に更新を進めてまいりたいという計画を立てているところでございます。

それから、2点目でございますが、今年度消防ポンプ1台、それから積載車1台を更新の予定でございますが、ポンプ自動車につきましては廃車の予定でございます。それ

から、積載車等については予備車等として使える部分があれば、そういった形も検討しているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

事故発生が2月21日ということで、今回このように約4カ月間になろうとしている議決の案件が出てきましたけども、このように長期間かかった理由、どのような理由から、このように遅れているのか。できる限り、こういったような部分については早めに処理すべきものではないのかなという観点から質問するものでございます。

それからまた、額は今回小さかったものの、こういったような事故発生の場合、車同士であれば多分保険に加入しているかと思われれますけども、このような物に、電柱に衝突した、あるいは違う何かに衝突をして損害賠償の問題が発生したような場合での保険の適用とか、加入はどのような形になっているでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

今回、2月の発生でございましたが、できれば3月の議会等でこういった議案を提案したいというふうに考えていたところでもございましたが、今回はその相手方が東北電力ということで、東北電力さんの内部手続きに2カ月くらいかかるということで、内容的には、金額等は確定してございましたが、そういった事情もありまして、今回の提案ということでございます。

これにつきましては、町が掛けております町村会の保険の方で補てんをされるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、町道路線の認定に関し議決を求めることついてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

辰柳委員。

辰柳敬一委員

1点だけお伺いをいたします。

今回の町道路線の認定、そして、このことによって、まちなかの賑わいなど、あるいは昨日も一般質問でございましたが、若者が働く場の確保など、賑わいが戻ったことによって、そういったことが達成できるのだろうか、そのように思っております。

特に、以前からバイパスの問題は大変な課題でもあり、今回のこの町道を認定しながら、バイパス機能を持たせながらつくる今回の道路であります。このことは大変期待も持てるし、大きな効果を生むだろうと、このように思っております。

先程来の質問の中にも、基金の造成等も、このことにも充てたいということでありま

す。そういったことから、次の1点についてお伺いしたいのですが、この完成はいつを予定されるのか。いずれ早く完成をして、町の賑わいとかいろいろな、ものすごい効果があるのだろうと、こんなふうに考えますので、その辺について、その見通しについてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えさせていただきます。

当該路線の一応の予定でございますが、今年度から用地の関係の工事等に入りまして、工事等も含めて、今の段階ですけれども、平成30年頃完成することで、今進めていきたいということで考えているものでございます。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

いろいろな要因があつて、平成30年ということでございますが、ぜひとも、なるべく前倒して完成するように努力を願いたいと、そのことを申し上げて終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

町道ということになりますと、これは県の土木とも相談をしながら、この認定を議会に求めているわけでございますけれども、ほかであれば、バイパスはほとんど県がやっていると思いますが、これが町道ということになりますと、その辺は、しっかり話し合いができていのかどうか。といいますのは、正式ではありませんが、今後バイパスのような使い方をしていくと思いますけれども、そうすると、おそらく、そちらの方の道路が利用しやすくなると思います。修理、管理は町で全部やっていくのか、県でも少しは手伝っていくのか、その辺を話し合ったのかどうか説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えさせていただきます。

当該路線は、馬淵川の堤防を使った路線という形になりますので、その堤防を使うた

めの占有許可を受ける必要がございます。それで、これについては、これまで岩手土木センターをはじめ、県の本庁との協議も進めてきて、事前のですけども、協議を進めさせてきていただいております、今月中に本申請を上げさせていただいて、今のやり取りでいくと、7月上旬頃には許可をいただけるような形になるかなと思っているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

道路をつくってもらうことはいいのですが、あとの管理の部分をどのように決めているのか。例えば除雪とか、堤防沿いですので、大きな災害等も考えられると思います。それについては、おそらく災害は災害工事でやると思いますけども、県では全くそういうところは手伝わないのかどうか。つくってもらうことは、だれも大賛成だと思いますので、その管理の部分について、ひとつ中身をお聞かせ願えればと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えさせていただきます。

町道ですので、管理は町の方でやっていく形になります。ですので、除雪とか、そういった関係の部分は町の方で行う形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、現在県と協議されていると思いますので、その協議している中身、この茶屋場田子線、どのような形で進まれているのか。

それからまた、その協議の中には、やはりバイパス機能を果たせるような町道整備というふうなことも多分盛り込まれているのではないかと。これまで1.5車線というふうなことになっておりますが、そうしますと、どうしても大型相互の通行が些か支障が出てくるような感じもするわけですが、こういったような部分、せっかくの町道整備をする際には、そのバイパス機能を果たせるような部分についても県との協議事項になっているのか、その点についてお伺いをいたしたいと思っておりますし、また、例えばこれが町道路線に認定された暁には、この事業については県代行で整備されていくものか、町直営で考えているものか、その点についてもお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の1.5車線ということの中で、これは、まちなか活性化事業関連の中でいろいろ検討してきた際に、281号の迂回の道路がこの中心部がないというのがひとつの課題でもございまして、そういう課題をどうクリア、解決していくかということ等が、この県との構想を、まちなか活性化の事業を考えていく際の課題にもなったところであります。

そういう中に、今回の堤防につきましては、県の方といたしましては、河川のたい積している土砂といいますか、それを除去しながら、道路の幅員を確保するといいますか、堤防の補強というのがひとつの目的の中に、河川事業の中で、そういう協働して事業を進めていくことが可能であるというようなことで、この状況が始まってきたのであります。そういう中に、やはり葛巻の場合ずっとバイパスの整備ということで、20年近くになると思いますが、要望してきたわけでありませけれども、どうしても実現に至っていないというような状況もございまして、バイパス的な機能も持ったものにしたいというのが、その協議の中でも進めておるところであります。

したがいまして、そういう中で県の方としても受け止めていただきながら、とは言いましても、立ち上がりの部分は1.5車線といいますか、町道としての整備の中で立ち上げながら進めていくということにもなりますので、先ほどお話ありましたような県代行事業等々につきましては、その立ち上がりと併せながら内々うちの方としても、どういう県の支援が可能なのか、そういう点で今協議しておるところであります。ひとつには今お話ありましたような代行事業という部分も含めてであります。協議をしておるところでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

県の協議内容についても分かりました。

どうか、町民もこの町道整備については、ものすごく期待しておりますし、早期完成を願っていると、このように思っておりますので、今おっしゃったような中身も充実した町道になるように、ひとつ大いに努力を、県の方との交渉を重ねていただきたいということでございます。一生懸命頑張ってください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、討論は本会議で行うこととし、これから議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、当町には人権擁護委員の方、確か4人おられるはずでございますけども、一般的な感じでよろしいのですが、この人権擁護委員の方々の各種会合への出席状況等については、どのような見方をしているのでしょうか。

あと、この人権擁護委員の方の中で、女性委員の方、どのような登用方法になっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えさせていただきます。

この人権擁護委員につきましては、今現在人口区分等によりまして、5,000人以上10,000人以下というふうな部分で、4人というふうな設定になってございます。

それで、男性の方3人、女性の方1人というふうな現状でございますが、法務局等におきまして会議等を開催してございます。それらの会議の出席、あるいはまた、法務局等で行っております相談活動等への出席、あるいはまた、町の方でも行っております人権相談等の相談活動、あるいはまた、人権委員としての業務等の啓発等、あるいは更生保護行政等の協議会等に人権擁護委員さんも加盟してございますので、それらの活動等に従事していただいているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回この候補者の議決をしたあとの、先ほども申し上げましたが、女性委員の登用についてお答えがなかったような感じがしておりますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えさせていただきます。

この人権擁護委員の部分につきまして、先ほど申し上げたような男女の数でございますが、法務局等によりますところによりますと、女性委員の拡大というふうな部分もございまして、女性委員の登用も依頼されておるような内容でございます。

ただ、地域の実情等によりまして、必ずしも女性委員を登用しなければならないというふうな規定等が明確ではありませんで、法務局等を確認いたしましたところ、地域の実情によって男性であっても、女性であっても、その辺は人権擁護委員としての適格者であればよろしいというふうな意見等もいただいております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

法務局の見解等もあるようでございますが、要するにこういったような分野で人権擁護をやってくような場合に、今男女参画というふうな形も言われておりますが、少なくとも4人に1人ぐらいは、私は女性登用もなされた方がよろしいのではないのかなという見地から今伺ったものでございますが、その登用というふうな形になりますと、私は担当課長ではお答えになれないのではないのかなと思っておりますが、どうですか、町当局はこういったような部分については、やはり女性の人権擁護も守るというような意味からいきますと、やはり最低でもお一人ぐらいは登用というふうな検討もされないのかどうか、その見解をお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

女性登用につきましてのご質問でございますが、お答え申し上げます。

先ほど担当課長から申しあげましたように、女性の数の拡大というようなことでありますが、ただ、そういう中にも、地域の実情ということもあるということでございます。

そういう中に、先ほど申しあげましたように、この人権擁護委員の選任につきましては、社会貢献に熱意のあるものということの中で人選させていただいておるところであります。女性登用につきましても、さらに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

次に、日程第11、議案第11号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり適任とすることに決定されました。
以上で、今日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件の審査は全部終了しました。
これで、今日の会議を閉じます。
輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

(閉会時刻 11時44分)